

平成31年度第1回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成31年4月25日(木) 16時30分開会
17時25分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員(職務代理者)	津曲 貞利
委員	高島 まり子
委員	桃木野 聡
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小倉 洋一	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	森崎 浩文	施設課長	米盛 光明
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課長	下江 嘉誉	保健体育課長	竹之下 浩徳
青少年課長	楠原 豊	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	永吉 眞一	中央学校給食センター所長	川口 孝

◇ **書記**

総務課主幹	堀田 竜也	総務課主査	梶山 寛之
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 1 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 2 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 3 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 4 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 5 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命について〕
 - 定第 7 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 8 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 9 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件
 - 定第 10 号議案 鹿児島市立学校事務処理規程一部改正の件
- 6 報告事項
 - (1) 定第 7 2 号議案「鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件」
(平成 31 年 3 月 20 日議決) について
 - (2) まちなか図書館（仮称）基本構想について
 - (3) 「市立中学校安全配慮義務違反に関する損害賠償請求事件」の判決について
 - (4) 新 1 年生見学パスポートについて
 - (5) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、平成31年度第1回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は、高島委員と桃木野委員から少し遅れるとのご連絡をいただいておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は立元委員と私が署名いたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第1～8号議案は人事・人選等に関する案件、報告事項(3)は個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱わせていただきます。

教育長 議案審査を行う前に、4月1日付けで職員に異動がありましたので、お手元にも資料があるかと思いますが、事務局から変更のあった職員の紹介をさせていただきます。お願いします。

事務局 4月1日付けで異動がありました職員を紹介いたします。

前から1列目、管理部長の小倉洋一でございます。教育部長の大脇俊朗でございます。学務課長の辻慎一郎でございます。

続いて3列目、向かって左から、図書館副館長の有満弓恵でございます。生涯学習課長の牛堀隆弘でございます。中央学校給食センター所長の川口孝でございます。

以上でございます。

5 議案

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕 承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第2号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第3号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第5号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第6号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第7号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第8号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(3) 「市立中学校安全配慮義務違反に関する損害賠償請求事件」の判決について

【本報告は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第9号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

原案可決

- 教育長 次に、定第9号議案につきまして、辻学務課長、説明をお願いします。
- 事務局 定第9号議案鹿児島市立学校管理規則一部改正につきましては、改元に伴う規則等の改正でございます。定第9号議案鹿児島市立学校管理規則一部改正につきまして、34ページの新旧対照表をご覧ください。こちらの様式第6につきまして、平成と平成を意味する記号「H」を削除するものでございます。以上で説明を終わります。
- 教育長 お分かりでしょうか。右上の申立書の右側の元号を省いた、それから児童生徒氏名の中段付近に生年月日の欄に「H」がございましたけれども、そもそも、このような元号のものを入れないというのが原則でありますが入っておりますので、それを取り除くという事でございます。何かご質疑ございませんでしょうか。
- 委員 生年月日の「H」が今まで入ってた部分については西暦で記入するというこ

とですか。

事務局 西暦でも可能ですし、令和でも可能と考えております。

委員 自分で令和と記入すると。

教育長 元号は自由に記載する、西暦も可能だということにしてあります。

委員 それでは「R」とか書いてもいいという事ですかね。

事務局 はい、それで結構かと思えます。

委員 分かりました。

教育長 他に質疑ございますでしょうか。なければ、定第9号議案につきまして原案どおりとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第10号議案 鹿児島市立学校事務処理規程一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第10号議案につきまして、辻学務課長説明をお願いいたします。

事務局 定第10号議案鹿児島市立学校事務処理規程一部改正についての改元に伴う規則等の改正でございます。定第10号議案鹿児島市立学校事務処理規程一部改正につきましては37ページをお開き下さい。

こちらの様式第3につきまして「平成」を削除するものでございます。また、同じく38ページの新旧対照表の様式第5につきましても「平成」を削除するものでございます。以上で説明を終わります。

教育長 管理部長、何か補足ございますでしょうか。

事務局 先程教育長からありましたように、元来ここは改元で変わりうるということで空白にして、実務上は先ほど委員お質しのとおり、実際は今度ですと、「R」ですとか、令和の「令」と、ある意味自由規制という扱いにしております。ただ、どうしても様式を実際に使っているときに、平成とか実際書いているものですから、それが規程のときにこういう形で規定をしていたという例が2つ3つございまして、今回それを整理いたしました。他はこの会議で承認頂く件については、原則どおり空白ということで他にはございません。

教育長 他に何かご質疑ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとさせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 定第72号議案 「鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件」

(平成31年3月20日議決) について

教育長 次に、報告事項(1) 定第72号議案「鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件」について、森崎総務課長、説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料(1)をご覧ください。

平成31年3月20日に開会されました、平成30年度第12回教育委員会定例会におきまして、定第72号議案「鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件」の審議の際、委員からご質問のありました「人事評価の対象とならない職員の定義を見直す理由」について、報告させていただきます。

初めに、資料の下の破線部分をご覧くださいと思いますが、この議案の概要について改めてご説明いたしますと、本件は、人事評価結果を任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用するとともに、人事評価の対象とならない職員の定義を見直すため、関係条文の整備をするもので、改正内容といたしましては、1点目に、第8条のところに、人事評価結果を任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用するための条文を加えるというもの、2点目に、第3条に規定します、人事評価の対象とならない職員の定義を見直し、これまで「評価期間において勤務した期間が3月に満たない職員」としていたものを、改正後は「評価期間において勤務した期間が2月に満たない職員」とするものでございます。

2ページから4ページにそのときの議案を添付しておりますので、あわせてお目通しをいただきたいと思っております。3月20日の教委定例会における同議案に係る審議の際、委員から「人事評価の対象とならない職員の定義を見直す理由」について、お質しがあつたところでございますが、その理由につきましては、資料の最初のページの真ん中に書いてありますとおり、人事評価の実施に当たっては、これまで休職者及び病気休暇者等については、評価期間内に勤務した日数が3月以上ある場合は評価を行い、3月に満たない場合は評価を行わない取扱いとしてきておりましたけれども、人事評価結果を任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用するに当たりまして、可能な限り多くの職員を評価対象とする為でございます。説明は以上でございます。

教育長 前回のお質しへの説明という事になりますけれども、ただいまの説明につきまして何かお聞きになりたい事がありましたらご質問いただければと思っております。

教育長 よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(2) まちなか図書館(仮称)基本構想について

教育長 続きまして、報告事項(2)につきまして、有満図書館副館長、説明をお願いいたします。

事務局 報告事項関係資料(2)をご覧ください。

まちなか図書館(仮称)基本構想についてでございます。

2月の定例会の中で、建設局が作成した基本構想素案をお示しいたしました

が、その後、市民意見を踏まえ、基本構想の修正がなされておりますことからご報告いたします。1枚目の資料をご覧ください。

1「まちなか図書館（仮称）基本構想素案に対する市民意見」についてですが、当施設は市民の関心が高いことから、建設局において、市ホームページに基本構想素案を公表し、市民意見の募集がなされたものでございます。

「(1) 市民意見募集期間」は、31年2月20日から3月12日までの21日間で行いました。

「(2) 市民意見の結果」ですが、16人、1団体から、107件の意見が提出されたところでございます。対応区分ごとに申し上げますと、アの「基本構想に関する意見」としては23件あり、そのうち、「A 意見の趣旨を踏まえ、検討していくものとして素案を修正するもの」は11件、「B 意見の趣旨等は素案に含まれるもの」は12件、また、イ「その他の意見」は84件で行いました。この84件の中には、具体的なご意見があるため、構想の時点では、意見として承ることとしたものも含まれております。

「(3) 主な意見」ですが、アのA区分「意見の趣旨を踏まえ、検討していくものとして素案を修正するもの」としては、「市民をつなぐ場となることを願っている。」などがあり、アのB区分「意見の趣旨等は素案に含まれるもの」としては、下から2番目になりますが、「天文館に子ども連れで行けて雨も大丈夫でありたい。」などが、また、その下、イ区分「その他の意見」としては、「学習、閲覧スペースにWi-Fi（ワイファイ）やスマホ用のコンセント設備の充実をお願いしたい。」などがございました。

「(4) 市民意見の取扱い」ですが、31年4月下旬に、市ホームページでの公表を予定しております。

次に、2枚目の資料をご覧ください。「2 まちなか図書館（仮称）基本構想」でございますが、市民意見のうち、A区分の意見の趣旨を踏まえ、基本構想素案の修正等がなされたものでございます。なお、今回の修正等の箇所は、黄色の網掛けの部分となります。

まず、「(2) 基本コンセプト」でございますが、「みんなをつなぐ図書館」、副題として、「新しい価値を創造・発信する、多様なつながりを育む図書館」を追記しております。

「(3) 基本方針」については変更ございません。

「(4) 主な特徴」でございますが、「①機能・サービス」については、従来の基本的な図書館サービスとして、図書・情報の提供や図書の貸出・返却などを、また、まちなか図書館の特徴的なサービスとして、市民交流の促進や、学びと創造活動の拠点づくりをそれぞれ例示として追記しております。

「②蔵書」については、テーマ性のある本の配架の検討を追記しております。

「③空間」については、バリアフリーや外国語表記など利用者にやさしい空間づくりの検討について追記しております。

なお、これらの4つのゾーンのイメージ図を資料右側に記載しておりますが、よりイメージしていただきやすいものに変更されております。資料の左側に戻

りますが、「④管理運営」については、市民参加の取り組みや、市民の活動等を支える運営体制の構築についての検討を追記しております。

「(5) 再開発ビル内における官民連携に関する方針」については変更ございません。以上でございます。

教育長 従来であれば基本計画のあとに、今回ももちろん教育委員会で今年度は建設局の基本構想を引き継いで基本計画作りを教育委員会で行って、そしてパブリックコメントをしてというその前の段階で一枚目にありましたように非常に関心事が高いということで、建設局の方でパブコメ以前に基本構想素案の段階で市民意見を募集したという、手続きとしては特例的な手続きになっております。その集約を建設局でしたものがA4の半枚分にまとめられておまして、それをイメージ図を添えてあるのがA3の資料という事になります。

ただいまの説明につきまして、お尋ねになりたいことがございましたらご質問いただければと思います。

委員 以前話が出たときに、もしかしたら書かれていたのかもしれないのですが、このにぎわい活動ゾーン、市民交流ゾーン、ファミリーゾーン全てで、飲食物の持込みが可能なのかということが一点と、市民意見の結果でその他の意見というもので、何か多く見られた意見とかなかったのかなと思ったので教えてください。

教育長 はい。2点につきまして。

事務局 最初の1点目の飲食が全てのゾーンで可能かどうかにつきましては、飲食が可能かどうかも含めてこれから基本計画を策定するうえで検討してまいりたいと思います。2番目のその他の意見につきましては、様々な意見を頂いているので、ここに書いてございますように、ハードの具体的なご要望や、図書館としてこうあってほしいというご希望などが寄せられていたものでございます。

教育長 建設局から、資料としては細かな部分まではもらってない状況なのでしょうか。84件の内容を知るには。

事務局 まだもらっていないところですが、明日公表、ホームページに掲載されるということになっております。

委員 今回は基本構想についてのものだから、アの部分をメインで書かれたということなんですね。

教育長 おっしゃる通りです。具体的なことが基本計画レベルのことが結構あって、それはこのレベルでは除外されてるような事を建設局からは聞いているところでもあります。もう少しホームページでは具体的なものがいっぱい出てくるということでもよろしいですか。

事務局 はい、全部載せるということで聞いております。

委員 結構、巷で話題になってて。結構話に聞くので皆さんよく知っているんだなと思ったところでした。

教育長 近隣でも都城の図書館であるとか、色んな所が複合的な。ですから、私共もまちなか図書館(仮称)ということで教育委員会が引き受けておりますけれども、今後も他局とも、スタートは賑わいですので、連携をしながらやっていかな

てはならないと思っているところであります。

大変大切なゾーンを頂いておりますので、しかも4階5階というちょっと階層になっていますので、管理的な部分を含めて、図書館という言葉のイメージをどう具現化できるのかということは大きな課題になっているところであります。

委員　　まだ細かい事はこれから公表されて、その後色々やりとりがあると思いますが、市の図書館ということですのでやはりスタッフはこちらから配置するわけですね。

教育長　　運営というか、スタッフについてはどうでしょう。

事務局　　管理運営につきましてもこれから検討してまいります。

委員　　そうしますと、はっきりしない事をお尋ねするのは申し訳ないんですけど、例えば今までのスタッフでは当然足りないだろうから、スタッフの数を拡大するかそういった事も含まれるわけですかね。検討事項に。

事務局　　はい。どのような体制で運営していくかの検討の中でそういった部分も入ってくるかと思えます。

事務局　　まだ基本計画を今後立てますけれども、この施設が民間の再開発ビルに入るという非常に独特なものでございますので、なおかつ、民間との建物の中での連携、それから周辺の書店等と色々な書籍の情報を交わしたりとか、それから出来ましたら市民の要望としては運営にいろんな意味で市民の参画が出来ないかというようなことのご要望も受けておりますので、私共としては現在、図書館のあっちの方は市の職員が主要な業務はやっております。ただ受付、レファランス等は委託しておりますが、それとは少し変わった形態に、より民間と色々接点を持ちながら、運営も含めて出来る部分があるのではないかなど。選択肢の一つとしてこれはまだ一つでございますけれども、例えば指定管理者というのを指定して、基本的に民間に運営を委ねるというのも手法としてはございますので、そういうのも選択肢の一つとして今後、計画していきたいと思えます。

委員　　分りました。

教育長　　相当な市民の期待があるということで、建設局も構想の段階で意見を市民から募集したという経緯もありますが、私どもも教育委員会としてどこまでまちなかの活性化を含めた図書館というか、そういう機能をもった空間をつくれるかということが大きな研究課題だと思っております。また随時、委員の皆様にも状況をお知らせしながらですねご意見いただければと思っております。この件につきまして、せっかくの機会でございますので、ご意見を伺えれば大変ありがたいという面もあるんですけども。

委員　　まちなか図書館というのも色々なものがあって、最近はラーニングコモンズだとか色々なものが入ってきていますけれども、じっくりと考えた方がいいなとは思っています。武雄の図書館なんか単独でやっているんですけどね、ツタヤが入ってたんですよ、で色々課題があったりします。それからここは一緒に入るという事ですから、ここにはもう既に開館時間の統一だとか書いてあるけど、このまま全部統一していいのかという問題もありますし、24時間だった

ら24時間になるのかというたとぶん違うと思うんですね。ですから、ここはじっくり他の施設等もですねリトライしたほうがいいなという気がしてます。青森市が多分先駆的な取り組みだったんですけれども、結局青森のコンパクトシティの目玉に持ってきたんですけれども、結局施設そのものは上手くいかなかったですね。だから全国で、まちなかの図書館についてはやはりいくつか見た方がいいです。恐縮ですけども民間の個々の要望というのは強いものがありますし、市民の方々の要望も強いものがありますけれども、しかし、コストセンターであることは間違いのないと思うんですね。そこの所がやはり運営としては凄く難しいところもあるなという気がして、やはりいくつか先進地視察を教育委員会としてやられたらいいかなというふうに思います。

教育長 これまで図書館として視察した経緯というか、あるいは今後の計画という意味ではどんな感じでしょうかね。

事務局 今年度も視察を実施したいというふうに考えております。

教育長 具体的には。

事務局 具体的にどこというようなのは、まだ調整してないです。

教育長 昨年度はどうでした。視察という意味では。

事務局 明石市の図書館でしたり、山口県の周南市の図書館が同じように本館と駅前図書館というのもございました。あと熊本も見させていただきました。

教育長 私もちょうど今年、全国の教育長協議会が富山でありますので、富山の「キラリ」というガラス工芸館と一緒に運営されている図書館もございまして時間をとって見学してこようと、また津曲委員からありましたように、今からまた色んなお示しなった案を含めてですね、是非実際に見てという所が一番大事だと思っています。

委員 失敗したのを見た方がいいような気がするんです。良いところはいいんだけど、教育委員会でマネジメントするということですからね、市民の要望も大事ですし、ここのテナントの人達の要望も大事ですけども、やっぱり運営はそこそこ難しいところもあるような気がして。

教育長 個人的には5階はオフィスなので、そこの境界のありようとかですね、ちょっと構造的にもですね、管理というかその辺の難しさを感じているところがあります。是非また今後ともご報告いたしますので。

委員 決して私はネガティブに言ってるわけではないです。運営でご苦労されないように色々見た方がいいなという意見でございます。

教育長 ありがとうございます。

委員 オフィス、民間で5階に入るところはまだ決まってないのですね。オフィスだということは決まっているのですね。

教育長 そうです。そのように聞いております。それでは宜しいでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(4) 新1年生見学パスポートについて

教育長 次に、報告事項(4)と(5)について小倉管理部長、説明をお願いします。

事務局 議案つづりの39ページをご覧ください。

報告事項の(4)になります。新1年生見学パスポートについてご説明いたします。

これは、小学校1年生を対象に、早い機会から子どもたちに自然・科学・文化・美術・歴史等への関心と興味を持ってもらって、各施設に慣れ親しむ契機となるように、入館料の免除をしているものでございまして、毎年度、入学式の頃に配布をさせて頂いております。対象となる施設は、記載してありますとおり13施設でございます。パスポートの有効期限は4月1日から9月1日まで。配布対象は市内の国立・市立・私立小学校の1年生約6000人となっております。

(5) 教育委員会関係の主な行事について

事務局 つづきまして、報告事項の(5)教育委員会関係の主な行事につきまして、ご説明いたします。

まず、5月5日のこどもの日に、小中学生を対象に教育施設等の無料開放を行います。対象施設は、さきほど申し上げました新1年生見学パスポートと同じでございますが、水族館だけは割引料金となっております。

次に5月17日に、鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会と教育長会の両方の定期総会が、かごしま市民福祉プラザで開催されます。以上でございます。

教育長 ただ今の報告事項2件につきまして、何かお聞きになりたい事がありますでしょうか。

教育長 最後に委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局の方からお願いいたします。

事務局 それでは、次回の日程についてご連絡いたします。

次回の教育委員会定例会は、5月21日(火)13時30分からを予定しております。また本日この会の後、18時30分からホテル福丸において懇親会を予定しておりますので、ご都合のつく皆様につきましては、引き続きよろしくごお願いいたします。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】